

付 議 第 1 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第7号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

（8）騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

第12条第6号中「青少年センター内において」を「所定の場所以外で」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

- ◎ 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正の概要

1 改正の趣旨及び内容

- (1) 青少年センターでは、現在、敷地内の全面禁煙の実施により受動喫煙の防止に努めていますが、利用者の要請や敷地外での喫煙の防止、また、他の青少年教育施設の状況に鑑み、適切な喫煙場所を設け、敷地内での喫煙を許可することとするため、遵守事項の「青少年センター内において喫煙しないこと」（第 12 条第 6 号）を「所定の場所以外で喫煙しないこと」に改めるものです。
- (2) 他の青少年教育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定と整合性をとるため、遵守事項として、「許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと」及び「騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと」を追加するものです。

2 改正の施行期日

平成 25 年 10 月 25 日

新 旧 対 照 表

新

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(遵守事項)

第12条 利用者及び青少年センターに入場する者(以下「入場者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

(8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(9) 略

旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(遵守事項)

第12条 利用者及び青少年センターに入場する者(以下「入場者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 青少年センター内において喫煙しないこと。

(7) 略

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正に関する意見公募の結果について

意見募集期間：平成25年8月1日(木)から8月30日(金)まで

意見数：1名1件

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>遵守事項「青少年センターにおいて喫煙しないこと」を削除することは、時代に逆行した対応であり、未成年者への教育的配慮として具体的な対応が必要である。</p>	<p>他の青少年教育施設との整合性を考え、遵守事項「青少年センターにおいて喫煙しないこと」を削除し、指定喫煙場所を設けることにより分煙をしようとしていたものですが、青少年への影響を考慮し、削除ではなく、「所定の場所以外で喫煙しないこと」を規則で明確に規定するように改めます。</p>

高知県立青少年センターの敷地内禁煙について

1. 改正内容

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 1 項第 6 号(平成 23 年 4 月 1 日施行)の規定により、敷地内での喫煙を禁止している。

この規定を「所定の場所以外で喫煙しないこと」に改め、受動喫煙にも十分配慮したうえで、喫煙場所を指定して敷地内の喫煙を許可しようとするものである。

第 12 条 利用者及び青少年センターに入場する者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
(6) 青少年センター内において喫煙しないこと。

2. 改正理由

喫煙をしない利用者に対する受動喫煙を防止する目的で、敷地内禁煙の規定を設けた（平成 23 年 4 月 1 日施行）が、次の問題が生じている。

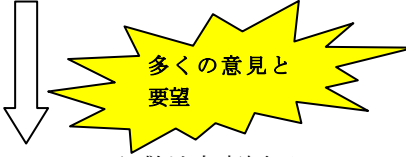
①利用者から強い要望がある

- ・成人利用者も多く、喫煙者もいる。
 （平成 24 年度利用者 123,499 人中約 40 パーセントは 25 歳以上で、20 歳以上も含めると約 50% になる。）
- ・敷地が広いことから、敷地外に出るのに時間がかかる。
- ・敷地外での喫煙時に地域住民に注意される場合がある。

②地域住民から苦情が寄せられている

- ・家の中にたばこの煙が入ってきて受動喫煙になる。
 →現在、隣接地で宅地開発が行われており、今後、さらに苦情が寄せられることが予想される。

3. 他の青少年教育施設の状況

設置者	施設等	敷地内喫煙	備 考
県立	幡多青少年の家	} 喫煙可	◆「室戸青少年自然の家」 ○敷地内禁煙  ○H25.4.1 から敷地内喫煙可 （敷地内に喫煙場所を設置）
	香北青少年の家		
	高知青少年の家		
国立	室戸青少年自然の家		
高知市立	工石山青少年の家		
四国3県 県立施設	徳島県		
	香川県		
	愛媛県		

4. その他

青少年センターは、設置当初から周辺住民とはセンター周回水路をめぐってトラブルが絶えず、その都度、協議を重ねるなどしている状況にある。そういう中で、本館及び宿泊棟は、築 44 年が経過し、老朽化と耐震性の問題から、今年度に設計を行い、平成 26 年度に改築を予定しているが、地域住民や利用者へ悪い印象を抱かれた場合、改築に理解が得られないことや、利用者の減少につながることも懸念される。